

○暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例

平成二十一年十二月二十二日  
宮城県条例第八十一号

暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例をここに公布する。

暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、暴力団の利益となる公の施設の使用等を制限することにより、県民生活の安全と平穩の確保を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 公の施設 別表に掲げる公の施設をいう。

三 使用等 公の施設が別表第一号に掲げるものである場合にあっては使用、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項の占用及び県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)第四条第一項各号に掲げる行為、同表第二号に掲げるものである場合にあっては使用及び県民会館条例(昭和三十九年宮城県条例第一号)第十条各号に掲げる行為、その他の場合にあっては使用をいう。

四 使用等許可権者 公の施設の使用等の許可等の権限を有する者をいう。

(使用等の制限)

第三条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。

2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。

3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第一項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。

(意見の聴取等)

第四条 知事(使用等の許可等の申請があった公の施設が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の二の規定に基づく知事の委任を受けて教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき教育委員会規則で定めるところにより権限を委任された教育長を含む。以下同じ。))が管理するものである場合にあっては、教育委員会。以下同じ。))は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

2 公の施設の指定管理者(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。第四項において同じ。))は、その管理する公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、必要があると認めるときは、知事に対し、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くよう求めることができる。

3 知事は、前項の規定による求めがあったときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとする。

4 知事は、第一項及び前項の規定により警察本部長から聴取した意見の内容を当該公の施設の指定管理者に通知するものとする。

(平二七条例四・一部改正)

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行し、同日以後の公の施設の使用等について適用する。

別表(第二条関係)

一 県立都市公園条例に規定する県立都市公園(都市公園法第五条第一項の許可に係る公園施設を除く。)

二 県民会館条例に規定する県民会館

三 産業交流センター条例(平成七年宮城県条例第十七号)に規定する産業交流センター

附 則(平成二七年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 改正法附則第二条第一項の場合における第二条の規定による改正後の暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第四条第一項の規定の適用については、同項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十五条第一項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十六条第一項」とする。